

国立大学法人京都教育大学教職員安全衛生管理規程

平成16年 4月 1日 制 定
令和 6年 9月17日 最終改正

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学教職員就業規則に基づき国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の安全衛生及び健康管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 教職員の安全衛生及び健康管理に関しては、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)その他の関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(総括安全衛生管理者)

第3条 学長は、理事又は副学長のうちから、総括安全衛生管理者を指名する。

2 総括安全衛生管理者は、衛生管理者、安全衛生推進者及び作業主任者を指揮するとともに、安全衛生及び健康管理に関する業務を統括管理する。

(衛生管理者)

第4条 藤森地区に、衛生管理者を置き、法令に定める資格を有する教職員のうちから学長が指名する。

2 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指揮のもとに、教職員の安全衛生管理に関する次の業務を行うものとする。

- 一 教職員の健康障害を防止するための措置に関すること
- 二 教職員の衛生のための教育の実施に関すること
- 三 健康診断の実施、その他の健康の保持増進のための措置に関すること
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策等に関すること
- 五 その他教職員の安全及び衛生に関すること

3 衛生管理者の業務を補助する者として安全衛生管理担当者を置き、事務局の課長、学科主任、大学院連合教職実践研究科の系主任、センターの長をもって充てる。

(衛生管理者の定期巡視及び権限の付与)

第5条 衛生管理者は少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害の恐れがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するための措置を講じなければならない。

2 衛生管理者を複数選任した場合は、業務を分担する。

3 衛生管理者は、安全衛生に関する措置をなし得る権限を有する。

(安全衛生推進者)

第6条 各附属学校に、安全衛生推進者を置き、当該職務を担当するのに必要な能力を有すると認められる教職員のうちから学長が指名する。

2 安全衛生推進者は、第4条第2項に掲げる業務を担当する。

3 安全衛生推進者の業務を補助する者として安全衛生推進担当者を置き、附属学校各主査をもって充てる。

(化学物質管理者)

第6条の2 本学に、労働安全衛生規則（昭和47年省令第32号。以下「安衛則」という。）第12条の5に規定する化学物質管理者を置き、国立大学法人京都教育大学化学物質取扱規則第4条に規定される管理責任者をもって充てる。

2 化学物質管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 安衛法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書及び安衛法第57条の2第1項の規定による通知に関すること。（ラベル表示・SDS等の確認）

二 リスクアセスメントの実施に関すること。

三 安衛則第577条の2第1項及び第2項の措置その他安衛法第57条の3第2項の措置（リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択）の内容及びその実施に関すること。

四 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。

五 安衛則第34条の2の8第1項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。

六 安衛則第577条の2第11項の規定（化学物質の自律的な管理）による記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。

3 前項各号に掲げる業務のうち、第二号、第四号及び第六号については、安全衛生委員会が協力し実施するものとする。

（保護具着用管理責任者）

第6条の3 化学物質を保管する部屋ごとに、安衛則第12条の6に規定される保護具着用管理責任者を置き、前条に規定する化学物質管理者をもって充てる。

2 保護具着用管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 保護具の適切な選択に関すること。

二 保護具の適正な使用に関すること。

三 保護具の保守管理に関すること。

（産業医）

第7条 本学に、産業医を置き、法令で定める資格を有する医師である教職員のうちから学長が指名する。

2 産業医は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 定期的な作業場等の巡視

二 健康診断の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること

三 職場環境の維持管理に関すること

四 作業の管理に関すること

五 教職員の健康管理に関すること

六 健康教育、健康相談等その他教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること

七 衛生教育に関すること

八 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

3 産業医は、教職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、学長又は総括安全衛生管理者に対し、教職員の健康管理等について勧告を行い、及び前項各号に掲げる事項について、衛生管理者及び安全衛生推進者（以下「衛生管理者等」という。）に対して指導助言を行うことができる。

(作業主任者)

第8条 本学に、別表第一に掲げる作業の区分に応じて作業主任者を置き、法令に定める資格を有する教職員のうちから学長が指名する。

(作業主任者の責務)

第9条 作業主任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 当該作業に従事する教職員を指揮すること
- 二 労働災害の防止に関する措置に関すること

(作業主任者の選任、変更等)

第10条 安全衛生管理担当者及び安全衛生推進担当者(以下「担当者等」という。)は、作業主任者を選任、変更等したときは、速やかに「作業主任者(設置・変更・廃止)届」(別記様式第一)を衛生管理者等に届出なければならない。

(安全衛生委員会)

第11条 藤森地区に安全衛生委員会を置く。

- 2 安全衛生委員会は、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して学長に対し意見を述べることができる。
- 3 安全衛生委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(保健衛生委員会)

第12条 各附属学校に保健衛生委員会を置く。

- 2 保健衛生委員会は、所属教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して学長に対し意見を述べるができる。
- 3 保健衛生委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務環境等について講ずべき措置)

第13条 担当者等は、定期に職場の巡視を行い、換気その他の空気環境の調整、照明、保温、防湿、清潔保持及び伝染性疾患のまん延の予防のための措置が必要な場合は、衛生管理者等に報告するものとする。

- 2 衛生管理者等は、緊急を要する報告を受けた場合は、直ちに措置を講じ、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(作業環境測定)

第14条 別表第二に掲げる有害な業務を行う作業場は、作業環境測定を実施しなければならない。

(健康診断の実施)

第15条 総括安全衛生管理者は、別表第三に掲げる健康診断について、産業医の指導を受けそれぞれ計画し、実施するものとする。

- 2 前項の健康診断について、医師の証明書によりその検査結果を利用することができる。と産業医が認めたときは、当該健康診断の検査に代えることができる。
- 3 情報機器作業に従事する者の健康診断等については、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」(令和3年基発1201第7号)によるものとし、作業区分については別表第四、健康診断については、別表第五のとおりとする。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施)

第15条の2 総括安全衛生管理者は、教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

- 2 前項の規定により検査を受けた教職員に対し、当該検査の結果を、遅滞なく通知する

ものとする。

- 3 学長は、前項の規定による通知を受けた教職員であって、心理的な負担の程度が教職員の健康の保持を考慮して面接指導を受けることを希望する旨の申出があった場合には、当該教職員に対し、面接指導を行うものとする。

(診断結果による事後措置)

第16条 学長は、第15条及び第15条の2に規定する健康診断又は面接指導を行った医師が健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた教職員については、その医師の意見書及びその教職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を産業医に提示し、別表第六の指導区分欄に掲げる区分に応じて指導区分の決定又は変更を受けるものとする。

- 2 学長は、前項の規定により指導区分の決定又は変更を受けた教職員については、配置換え、労働時間の短縮等の適切な事後措置をとるものとし、「事後措置通知書」を担当者等を経由して教職員に通知するものとする。

- 3 学長は、前項の事後措置の実施にあたり、次の各号に掲げる教職員についてやむを得ないと認める場合には、業務に就くことを禁止することができる。

一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の教職員に感染のおそれが高いと認められる者

二 精神障害のため業務に就かせることが著しく不相当と認められる者

- 4 学長は、前項の規定による就業の禁止の措置を講ずる場合には、「就業禁止通知書」を担当者等を経由して教職員に通知するものとする。

(健康診断の結果の通知)

第17条 産業医は、健康診断を受けた教職員に対し、遅滞なくその結果を通知するものとする。

(健康管理の記録)

第18条 産業医は、健康診断の結果、指導区分及び事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、「健康診断票」を作成し、これを教職員の健康管理に関する指導のために活用しなければならない。

- 2 前項の記録は、退職後5年間保管しなければならない。

(健康教育等)

第19条 総括安全衛生管理者は、教職員に対する健康教育及び健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 学内健康保持増進体制の整備

二 教職員に対する健康測定、メンタルヘルスケア、栄養指導、保健指導等健康保持増進措置を講ずるよう努めなければならない。

三 健康保持増進措置を講ずるために必要な人材の確保及び施設、設備の整備

四 その他教職員の健康の保持増進に必要な措置

(危険を防止するための措置)

第20条 教職員は、危険が生じると判断した場合は、災害の発生を防止するために、直ちに、担当者等に報告し、担当者等は衛生管理者等の指示を仰ぐものとする。

(非常災害時の措置)

第21条 教職員は、非常災害が発生し、又は災害発生の危険が急迫したことを知った場合は、緊急の措置をとるとともに、直ちに、担当者等に報告し、担当者等は衛生管理者等の指示を仰ぐものとする。

2 衛生管理者等は、当該危険等に係る場所、教職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、教職員の待避、拡大を防ぐための緊急作業、立入禁止等の適切な措置を講じなければならない。

3 衛生管理者等は、次の各号に掲げる災害又は事故が発生したときは、「事故報告書」を、速やかに総括安全衛生管理者に報告するものとする。

一 教職員が死亡することとなった災害

二 教職員が同一原因で3人以上負傷し、窒息し、又は急性中毒にかかることとなった災害

三 火災、ボイラーの破裂等の事故で重大なもの
(特定機械等の使用等の制限)

第22条 学長は、安衛法第37条第1項に定める特定機械等については、所定の条件を満たすものでなければ設置し、又は教職員に使用させてはならない。

(機械等の定期自主検査)

第23条 安衛法第45条に定める機械等(別表第七)については、年1回定期に自主検査を行い、記録を保存するものとする。

2 前項の規定による機械等の検査のうち、特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者又は安衛法第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者に実施させるものとする。

(設備等の届出)

第24条 教職員は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)別表第七の上欄に掲げる機械等を設置し、変更し、若しくは、廃止等を行う場合は、担当者等を経由して衛生管理者等に申し出、許可を得るものとする。

2 衛生管理者等は、前項の規定により許可を与えた場合は、総括安全衛生管理者に報告するものとする。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、教職員の安全衛生及び健康管理に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月24日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則 (平成25年規程第35号)

この規程は、平成25年9月27日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則 (令和2年規程第56号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第83号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第87号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第6号)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

別表第一（第8条関係）

作 業 の 区 分	資 格 を 有 す る 者	名 称
<p>エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務 エックス線管若しくはケノトロンのガス抜きの業務 エックス線の発生を伴う検査の放射線業務に係る作業</p>	<p>エックス線作業主任者免許を受けた者</p>	<p>エックス線作業主任者</p>
<p>木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものは除く。）を5台以上（当該機械のうち自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上）有する事業場において行う当該機械による作業</p>	<p>木材加工用機械作業主任者技能講習を修了した者</p>	<p>木材加工用機械作業主任者</p>
<p>乾燥設備で熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時10キログラム以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1立方メートル以上であるものに限る。）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が10キロワット以上のものに限る。）</p>	<p>乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者</p>	<p>乾燥設備作業主任者</p>

別表第二（第14条関係）

作業環境測定を行うべき作業場等

作業場の種類	測定の対象	測定回数	記録の保存期間	測定者の資格要件
放射線業務を行う管理区域	外部放射線による線量等率、空气中の放射性物質の濃度	1ヶ月以内ごとに1回(注)	5年	
特定化学物質等(第1類・第2類物質)を製造し、又は、取り扱う室	当該物質の濃度	6ヶ月以内ごとに1回	3年 (特別管理物質は30年)	作業環境測定士
有機溶剤業務を行う室	当該有機溶剤の濃度	6ヶ月以内ごとに1回	3年	作業環境測定士

注：放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法および遮へい物の位置が一定しているとき、または3.7ギガベクレル以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは、6月以内ごとに1回。

別表第三（第15条第1項関係）

健康診断

名 称	対象の概要	実施時期
雇い入れ時の健康診断	常時使用する労働者を対象に、雇い入れ時に実施	雇い入れの直前又は直後
定期健康診断	常時使用する労働者	年1回
海外派遣従事者の健康診断	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	派遣前、帰国後
結核健康診断	雇い入れ時の健康診断、定期健康診断等の結果、結核発病のおそれがあると診断された者	診断から6ヶ月後
給食調理従事者の検便	給食の業務に従事する者	雇い入れ時、配置換え時
特定化学物質等健康診断	1. 安衛法施行令別表第3第1号若しくは第2号（第2類物質）に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う業務（エチレンオキシドの製造取扱い業務を除く。またオーラミン又はマゼンタ等について安衛法施行令第22条第1項で除かれる業務あり。） 2. 安衛法施行令第22条第2項に掲げる物を過去に製造し又は取り扱っていたことのある労働者で現に使用している者	雇い入れ又は配置換えの際、及びその後特化則別表第三の中欄に掲げる期間以内ごとに1回
電離放射線健康診断	放射線業務に従事する者で管理区域に立ち入る者	雇い入れ又は配置換えの際、及びその後6ヶ月以内ごとに1回
有機溶剤等健康診断	屋内作業場等における、有機則第3条第1項以外の有機溶剤業務	雇い入れ又は配置換えの際、及びその後6ヶ月以内ごとに1回

別表第四（第15条第3項関係）

情報機器作業の作業区分

作業区分	作業区分の定義	作業の例
作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの （全ての者が健診対象）	1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの ・作業中は常時ディスプレイを注視する、又は入力装置を操作する必要がある ・作業中、労働者の裁量で適宜休憩を取ることや作業姿勢を変更することが困難である	<ul style="list-style-type: none"> ・モニターによる監視・点検・保守 ・パソコンを用いた校正・編集・デザイン ・プログラミング ・CAD作業 ・伝票処理 ・テープ起こし（音声の文書化作業） ・データ入力
上記以外のもの （自覚症状を訴える者のみ健診対象）	上記以外の情報機器作業対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の作業で4時間未満のもの ・上記の作業で4時間以上ではあるが労働者の裁量による休憩をとることができるもの ・文書作成作業 ・経営等の企画 ・立案を行う業務（4時間以上のものも含む。） ・主な作業として会議や講演の資料作成を行う業務（4時間以上のものも含む。） ・経理業務（4時間以上のものも含む。） ・情報機器を使用した研究（4時間以上のものも含む。）

注：「作業の例」に掲げる例はあくまで例示であり、実際に行われている（又は行う予定の）作業内容を踏まえ、「作業区分の定義」に基づき判断すること。

別表第五（第15条第3項関係）

情報機器作業の健康診断

名 称	作 業 区 分	実 施 時 期
配置前健康診断	作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの（全ての者が健診対象）	新たに作業に配置（再配置を含む。）されることとなった時 なお、安衛法第66条第1項に定める一般健康診断が実施される場合は、併せて実施することができる。
	上記以外のもの（自覚症状を訴える者のみ健診対象）	
定期健康診断	作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの（全ての者が健診対象）	年1回定期

別表第六（第16条関係）

指導区分

指導区分		事後措置の基準	
区分	内容		
生活 規 正 （就 業） の 面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇取得（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務内容の軽減、休暇取得（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、所定労働時間を超える勤務、休日の勤務及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	所定労働時間を超える勤務、休日の勤務及び出張を制限する。
	D	平常の勤務でよいもの	
医 療 の 面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあっせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は、間接の医療行為を必要としないもの	

作業主任者（設置・変更・廃止）届

年 月 日付で、下記のとおりを（設置・変更・廃止）しましたので、
証明書添付のうえお届けします。

記

作業場

対象作業

前任者

職
氏

名
名

後任者

職
氏

名
名

年 月 日

国立大学法人京都教育大学長 殿

安全衛生管理担当者

安全衛生推進担当者

職 名

氏 名

事後措置通知書

(職名)	(氏名)
<p>国立大学法人京都教育大学教職員安全衛生管理規程第16条第1項により、産業医が決定した指導区分は下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>指導区分 (生活規正（就業）の面 <u> </u>区分) (医療の面 <u> </u>区分)</p> <p>上記の決定に基づき事後措置として、当分の間、以下のとおり勤務の制限をします。</p> <p>(事後措置内容)</p>	
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都教育大学長 ○ ○ ○ ○</p>	

就 業 禁 止 通 知 書

職 名

氏 名

業務に就くことを禁止する理由

業務に就くことを禁止する期間

年 月 日

国立大学法人京都教育大学長 ○ ○ ○ ○